

はじめに

アクション映画などでは、走っている車や電車にヒーローが飛び乗るシーンがあります。トム・クルーズや名探偵コナンではない私たちは、そんな機会にはそうそう巡り会わないでしょう。

しかし、人事異動というのは、ある意味そんな状況ではないでしょうか。すでに走っている業務や組織という名の電車の速度や方向に、異動直後から懸命に合わせていかなければなりません。映画のヒーローならば相棒やヒロインが手を伸ばして無事に飛び乗れるのですが、そのような助けとなれたらと「自治体の子育て支援担当になったら読む本」を上梓したのは2年前でした。

その後、こども家庭庁の発足に伴い、子ども・子育て政策は大きく進展しました。児童手当は拡充され、伴走型相談支援やこども誰でも通園制度などの目玉施策も打ち出されました。そこで内容を総点検し、改めて編纂したのがこの本です。政策の大きな展開は、子どもの権利擁護がベースであることを踏まえ、「自治体の子ども・子育て支援担当になったら読む本」に題名も改めて新版として刊行することにしました。

制度を大きく俯瞰して政策を練り、関係部局と適切に連携できるよう「支援の全体像」を示しながら、意気を感じて仕事にあたっていただけるように「制度の意義」を押さえ、この分野が初めての方でも早く業務に慣れていただけるよう、「分野独自の用語」のわかりやすい解説に努めました。また、「仕事のノウハウや心構え」についても、担当されて間もない方向けと、仕事を深めたい方向けに分けてお伝えします。

この本を手にも、あなたが生き生きとやりがいをもって仕事に取り組まれ、それが住民の幸せにつながる一助となることを願っています。

2025 年 7 月

水畑明彦

はじめに 3

凡例 8

第1章 子ども・子育て支援部門へようこそ

- 1-1 子ども・子育て支援担当の仕事って？ 10
- 1-2 「子ども・子育て支援」とは何か 12
- 1-3 常に「子どもの最善の利益」を第一に 15
- 1-4 子ども・子育て支援は積極的な連携で成り立つ 20
- 1-5 自治体間の分担と行政機関の役割 24
- COLUMN 1 こども家庭庁 30

第2章 担当者が心得るべき仕事の初手

- 2-1 良質な窓口対応・住民対応の実践ポイント 32
- 2-2 実地訪問が現場の理解につながる 36
- 2-3 相談対応がうまくいく「連携」のコツ 40
- 2-4 法規の理解が子育て支援事務の土台になる 44
- 2-5 子ども・子育て支援法の要点をおさえる 48

- 2-6 知っておきたい子ども・子育ての重要トピック 11 54

COLUMN 2 悪質なクレームや不当要求行為 58

第3章 母子保健

- 3-1 すべての子どもが健やかに育つ社会をつくる 60
- 3-2 母子保健担当が読むべき関係法規 64
- 3-3 健康診査・検査の業務 66
- 3-4 保健指導などの業務 68
- 3-5 医療対策などの業務 72
- 3-6 「児童福祉」との一体的な支援の進め方 76
- COLUMN 3 育児休業 78

第4章 家庭での子育てと子ども育成支援

- 4-1 家庭での子育てを支え、学齢期の子どもを育む 80
- 4-2 読んでおくべき子育て支援事業の関係法規 84
- 4-3 家庭での子育てを支える事業と業務 86
- 4-4 学齢期の子どもを支える業務 90
- COLUMN 4 子ども・子育て支援と学校教育との連携 92

第5章 幼児教育・保育

- 5-1 乳幼児期の育ち・学びを保障する 94
- 5-2 幼児教育・保育の重要な関係法規 98
- 5-3 多様な施設類型を覚えよう 102
- 5-4 自治体が行う計画・施設のマネジメント 108
- 5-5 教育・保育の利用に関する事務 114
- 5-6 充実した保育サービスの取り組み 118
- 5-7 家庭と支援サービスをつなぐ窓口対応のコツ 120
- COLUMN 5 幼児期と小学校の育ち・学びをつなげる取り組み 122

第6章 障がいのある子どもへの支援

- 6-1 すべての子どものその人らしい成長を支援する 124
- 6-2 障がいに関する関係法規をチェックしよう 130
- 6-3 適切な案内のために
サービスを体系化しておさえる 134
- 6-4 児童福祉法に基づく障がい児支援サービス 138
- 6-5 自治体が行う事業管理と利用に関する事務 144
- COLUMN 6 一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた学びの充実 148

第7章 子育て家庭への経済的支援・ひとり親家庭支援

- 7-1 安定した生活による子ども・家庭の福祉向上 150
- 7-2 手当支給の業務 154
- 7-3 福祉医療費助成の業務 160
- 7-4 業務をスムーズに進める
税・公的医療保険・年金の基本 162
- 7-5 ひとり親家庭支援の意義と読んでおくべき法規 168
- 7-6 ひとり親家庭支援の取り組みを要点チェック 170
- COLUMN 7 児童憲章 172

第8章 社会課題のしわ寄せを受ける子どもへの支援

- 8-1 社会課題をキャッチして適切な支援へつなごう 174
- 8-2 関係法規の理解が課題解決への近道 180
- 8-3 「社会的養護」の取り組みと施設の役割 182
- 8-4 リスクに応じて関係機関と連携する 188
- COLUMN 8 心理的困難や問題行動のあった児童の福祉 190

第9章 仕事を深める次の手

- 9-1 当事者意識をもち支援全体を俯瞰する 192

9-2 経験に縛られない謙虚さと寄り添う心をもつ …… 194

9-3 子ども・子育て支援の拠りどころ …… 200

COLUMN 9 施策を練り上げる …… 202

おわりに 203

参考文献 204

凡 例

下記法令については略記した。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針 → 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

◎…子ども・子育て支援 担当の仕事って？

▶▶ 子ども・子育て支援担当は「エッセンシャル・ワーカー」

子ども・子育て支援の仕事は、妊娠前から子どもの青年期に至るまで、子どもと親（子どもに関わるおとな）を支援する取り組みです。

親にはさまざまな悩みや苦勞があります。子どももたくさんの課題を乗り越え、あるいはまわり道をしながら、その人らしい人生を過ごしていけるよう成長していきます。

経済的・精神的に余裕があり、知識もある家庭ならば、支援を必要とせず、理想の子育てをし、親自身も充実した人生を送るのかもしれませんが、しかし、そんな家庭は一握りであり、格差は顕在化しています。

また、受験や就職などは自身の能力（恵まれた環境があってこそです）で乗り越えられてきたと思っている親でも、出産・子育ては訳が違います。子どもは親とは別のかげがえのない人格であり、親と子がともにそれぞれ人として成長していく過程は、ほかにはない営みなのです。

ですので、どんな家庭にも子育て支援は必要です。ライフステージ全体を通して、支援の内容は多岐にわたります。子育て支援部門の年間スケジュールや1日の仕事内容も、部門や職種でそれぞれ異なります。

新型コロナウイルスが猛威を振るった2020年頃に、さまざまな仕事が一時的にリモートワークを求められる中、医療や福祉現場など、日常生活を維持するために必要不可欠な仕事をする人たちをエッセンシャル・ワーカーと呼ぶことが一般化しました。

直接、親子に支援の手を差し伸べる職員だけでなく、企画や経済的支援の業務を行う職員も含め、どれが欠けても支援に穴が生じます。私たちの仕事は大切なエッセンシャル・ワーカーとしての仕事なのです。

▶▶ 子ども・子育て支援の全体像

図表1は子育て家庭のライフステージに沿って、子ども・子育て支援を分類したものです。

①妊娠前から思春期保健に至るまで健康面について母子保健（3章）の取り組みがあります。子育てが始まった家庭には、②親子の遊びや相談に応じる場所の用意など、家庭での子育てを支援しています（4章）。小学生になってからは放課後の居場所の確保にも取り組んでいます（4章）。また、親の就労や子どもの発達に応じて、③幼児教育・保育の場（5章）や、④療育の機会（6章）を用意しています。

一方で、生活の基盤となる⑥経済的な支援や、⑦ひとり親家庭支援（7章）、さらに、家庭での養育状況によっては、⑧社会的養護の対応（8章）も行っています。

図表1 子ども・子育て支援の全体像

①母子保健	②家庭での子育ての支援	③幼児教育・保育	学校教育
母子健康手帳の交付 妊婦等包括相談支援 (伴走型相談支援) 妊産婦健康診査 入院助産 未熟児養育医療 乳児家庭全戸訪問 養育支援訪問	地域子育て支援拠点 こども誰でも通園制 度(乳児等通園支援) 一時預かり 子育て短期支援 子育て援助活動支援	認定こども園 保育所 幼稚園 地域型保育	
		④障がい児支援 児童発達支援	放課後等デイサービス
	⑤子ども育成支援 乳幼児健康診査	児童館	放課後児童クラブ
⑥経済的支援、⑦ひとり親家庭支援 児童手当 福祉医療費助成 児童扶養手当 特別児童扶養手当			
⑧社会的養護 里親 ファミリーホーム 乳児院 児童養護施設			

※事業は例示（各章で解説）

◎…子ども・子育て支援は積極的な連携で成り立つ

▶▶自治体内の業務間の連携

支援に携わる人や団体を、自治体内外を含めて見てみましょう。

子育て支援の業務は独立しながらも連続しています。それは、支援上は区切りがあっても、当事者にとって子育てはその後もずっと続くからです。竹は節があるから伸びると言われますが、子育てにおいても、次のステップに移る「節目」の時機は、成長や打開の好機である一方で、課題や問題が顕在化しやすいものです。

大きな節目として出産はもちろん、仕事への復帰時には保育園探しとして「保活」に苦労します。小学校入学で仕事との両立にも、また苦労します（小1の壁）。

自身の担当する業務だけを見ず、次のライフステージにつなぐ意識と知識で事務にあたることが大切になってきます。

▶▶福祉や保健・医療・教育など多岐にわたる連携

子育て支援では、福祉や保健、医療、教育などの専門性は大切にしながらも、それらの業務が連携し、あるいは一緒になって親子に向きあったり、施策を進めたりすることが必要になります。図表5に3通りのパターンを示します。

子ども・子育て支援は、福祉・保健・医療・教育などのさまざまな領域の取組みを子育て期というライフステージで横串を刺したものです。関係する施設や部署に足を運び、それらの文化を肌で感じ、連携先の立場や気持ちを知る努力をしながら、情報交換を密に取り組みましょう。

図表5 領域がまたがるパターンの例

①連携して対応する（例：精神保健上のケアが必要な親とその子ども）

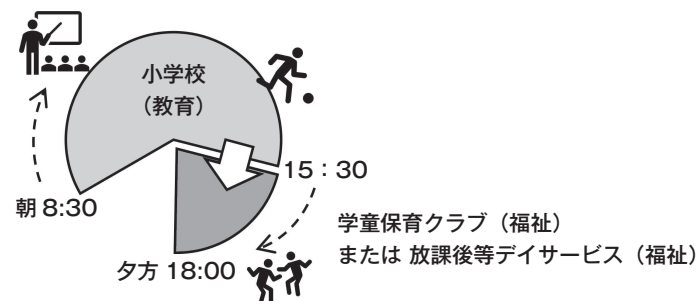


②領域が異なる選択肢から、保護者が選択する必要がある

（例：3歳の子どもの就園先）



③日常の生活で領域間の連続性がある（例：小学生の日常生活）



25

◎…子ども・子育て支援法の要点をおさえる

▶▶ 法における給付・事業体系

子ども・子育て支援の多様な領域にまたがって関係するのが、子ども・子育て支援法です。

図表9 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の体系

子ども・子育て支援給付	子どものための現金給付（児童手当）[p.157]
	妊婦のための支援給付 [p.69]
	子どものための教育・保育給付 [p.49]
	施設型給付費（認定こども園、幼稚園、保育所）[p.98]
	地域型保育給付費（小規模保育など）[p.98]
	子育てのための施設等利用給付（施設等利用費）[p.117]
地域子ども・子育て支援事業	乳児等のための支援給付 [p.88]（2026.4.1 施行）
	【子ども・子育て支援法】①利用者支援 [p.95、120] ②延長保育 [p.118]
	③実費徴収に係る補足給付 ④多様な事業者の参入促進・能力活用
	【児童福祉法】⑤放課後児童健全育成 [p.90] ⑥子育て短期支援 [p.89]
	⑦乳児家庭全戸訪問 [p.70] ⑧-1 養育支援訪問 [p.71] ⑧-2 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）機能強化 [p.77、188]
	⑧-3 子育て世帯訪問支援 [p.71] ⑧-4 児童育成支援拠点 [p.91]
	⑧-5 親子関係形成支援 [p.88] ⑨地域子育て支援拠点 [p.86] ⑩一時預かり [p.89] ⑪病児保育 [p.119] ⑫子育て援助活動支援 [p.89]
	【母子保健法】⑬妊婦健康診査 [p.66] ⑭産後ケア [p.70]
	仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育事業など）【国主体】[p.107]

子ども・子育て支援法で決められている子育て家庭に対するサポートは大きく3つあります（図表9）。

1つ目は子ども・子育て支援給付で、保護者へ個別に給付をする制度です。「給付」とは、現金や現物を支給することをいいます。2つ目は地域子ども・子育て支援事業です。市町村や、市町村から委託を受けた事業者が実施し、保護者やその子どもが支援サービスの提供を受けるものです。保護者が利用料を一部負担するものもあります。

3つ目は、国が主体的に実施する仕事・子育て両立支援事業です。企業が主導で行う保育事業などがメニュー化されており、自治体も住民への案内を推進するなどしています。この3つ目の事業については、保育に関する取組みを第5章で確認すると、前述の「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」について見ていきます。

▶▶ 子ども・子育て支援給付

まず、子どものための現金給付（児童手当）は、高校生年代までの子育て家庭に現金を給付するというものです。

次に、妊婦のための支援給付は、後述する妊産婦等包括相談支援とセットで実施し、妊娠初期や産後に現金を給付します。（p.69）

子どものための教育・保育給付は、幼児教育・保育を実施する園に子どもが通うために必要な経費の一部を、保護者の代わりに市町村が現金を給付して補てんします。これを代理受領といいます。

幼児教育・保育を実施する園とは、①保育所、②幼稚園（の一部）、③認定こども園、④地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）の子ども・子育て支援新制度でリストアップされた園のことです。

子育てのための施設等利用給付は、「子どものための教育・保育給付」の対象外である幼児教育・保育に関する施設やサービスを利用すると、一定額まで実質的に無償となる給付が受けられます。

「対象外」の施設・サービスとは、新制度に移行していない幼稚園や特別支援学校（幼稚部）、児童発達支援事業、預かり保育、認可外保育施設などであり、これらの利用も後述する「幼児教育・保育の無償化」の対象となるようつくられた給付です。